

宇都宮市立上河内中学校 学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 平成30年4月1日)

はじめに

本校では全ての教職員が「いじめは、どの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」という基本認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめ未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめ防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校としてもいじめ防止対策等を充実させる必要があることから本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させると

ともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。

- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③ いじめへの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員が個人的にいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会（生徒指導並びにいじめ・不登校対策委員会）を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくても開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学年だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等の連携を図りながら対応にあたる。

① いじめ等対策委員会（生徒指導並びにいじめ・不登校対策委員会）

(以下、「いじめ等対策委員会」という)

〔構成員〕

校長，副校長，教務主任，各学年主任，学級担任，学習指導主事，進路指導主事，保健主事，生徒指導主事，教育相談係主任，学年教育相談係，養護教諭，生徒指導部各学年係，スクールカウンセラー

※その他、事案に応じて構成員を加えるなど、柔軟に対応する。

〔取組内容〕

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・校内研修会の企画・立案
- ・いじめ防止及び早期発見，適切かつ迅速な対策の推進
- ・いじめ防止の理解を深めるための啓発
- ・インターネットを通して行われるいじめの防止対策
- ・いじめに関する定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，情報共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断

② 校内研修

- ・「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。
- ・インターネットや携帯電話を介してのいじめの現状を知る機会を増やす。

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に関する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校ホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知する。

① いじめの防止

「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・小中合同あいさつ運動の実施〔年2回（5月、11月）〕
- ・児童生徒指導強化連絡協議会の実施（年2回）

- ・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（３月）
- ・携帯電話を所持させないための啓発活動
- イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施
 - ・いじめゼロ強調月間の位置付け（５月，９月）
 - ・いじめゼロリボンの着用（５月，９月）
 - ・いじめゼロ啓発のポスター制作と掲示
- ウ 「宮っ子心の教育」の実施
 - ・学校行事等の体験学習前における道徳科の授業の充実（運動会，文化祭，梵天祭り等）
 - ・人権作文，人権集会，人権講演会の実施による相互に尊重し合える態度の育成と人権感覚の高揚
- エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導
 - ・言葉によるいじめが多く見られ，未然防止を図る必要があることから，道徳科の授業や学級活動などにおいて，生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え，いじめに正面から向き合うことができるような議論の機会や場を設定する。
 - ・生徒会活動によるいじめゼロ集会の実施と上中人権宣言の作成と掲示
 - ・生活委員会によるいじめゼロポスターの作成
- オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施
 - ・スマートフォンや携帯電話の適切な使い方やマナーを指導するなど，「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
 - ・情報モラル教室の実施（１年生対象）
 - ・「学級担任が指導する情報安全事例集」（県総合教育センター）の活用
 - ・「情報モラル教材」（警視庁監修）の活用
 - ・携帯電話を所持させないための啓発活動
- カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等
 - ・教職員間での情報収集と情報の共有化（生徒指導部会，教育相談・特別支援教育部会，学年主任会での情報交換）
 - ・学校全体での組織的な対応
 - ・いじめ防止の取組に対するチェックリストの実施（教職員用）
 - ・強調月間を強化するための，嫌な思いアンケートの実施
(年４回，４・６・１０・２月)
- キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進
 - ・性同一障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ，生徒個々の特性が関係するいじめ，東日本大震災被災生徒に対するいじめを防止するための，教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と，生徒への正しい理解促進のための指導を行う。
 - ・身体的ハンディのある生徒に対するいじめ，差別を防止するために，必要な対応・支援や正しい理解促進のための指導を行う。

ク 生徒と教師の信頼関係の構築

- ・日頃からのあいさつや声かけ、給食指導・清掃指導などの機会を通じて、生徒とのコミュニケーションを大切にする。
- ・生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定し、日頃から言葉かけを多くするとともに、生徒の良さを認め、ほめることを心がける。

② いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・生徒指導日より「君が輝くとき」の定期的な発行による生徒と保護者への啓発
- ・スクールカウンセラー（メンタルサポーター）の活用と保護者への周知

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・継続的な日記指導による生徒の立場に立った共感的理解と対応
- ・気軽に対話できる信頼関係と雰囲気づくりの構築

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・生徒への「嫌な思いアンケート」（年4回、4・6・10・2月）の実施によるいじめの早期発見と対応
- ・「嫌な思いアンケート」結果から1～2日の内に生徒指導主事から校長、副校長へ連絡・相談をし、事実確認を行い、迅速かつ適切な対応をする。
- ・教育相談週間における相談の実施（年3回、6・11・1月）および随時相談の実施

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図るなど、ネットいじめの早期発見に努める。
- ・家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発を行う。
- ・いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめを始め、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの生徒への指導を徹底する。
- ・スマートフォン・携帯電話等の使い方についての講演会実施（1年生対象）
- ・保護者への啓発資料の配付
（携帯電話やスマートフォンなどのトラブルについて、ネットの危険性）

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・いじめの背景は生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またはその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用し、校内研修を実施する。
- ・生徒指導部会において、いじめ防止に対する情報の共有化と具体的対策の検討を行

う。

カ いじめに認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や生徒からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。
- ・ いじめの認知に関しては、登校指導やQ Uのアンケート結果から、生徒の変容を察知し、「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかを丁寧に調査し、総合的に判断する。
- ・ 認知したいじめについては、加害・被害両生徒の保護者への連絡を行い、今後の対応や方向性等についての連携を図る。

③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

被害者、加害者、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等を行う。

ウ 「いじめの解消」については、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態をいう。

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またはその対応を理解する。特に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携を図る。

オ いじめの解決に向けた保護者との連携や必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア P T Aとの連携、家庭への啓発

- ・ 巡回指導や登校指導でいじめの疑いがある場合、学校への情報提供を依頼する。
- ・ 保護者会や生徒指導だより等で、学校いじめ防止基本方針を示したり、学校いじめ

防止等への取組などを説明したりする。

イ 地域との連携

- ・いじめの疑いがある場合，学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する。
- ・魅力ある学校づくり協議会等で学校いじめ防止基本方針を説明したり、学校のいじめ防止等への取組などを説明したりして，学校と地域が連携し，生徒の見守り体制をつくる。

ウ 関係機関等との連携

- ・いじめの通報を受けたときや生徒がいじめを受けていると思われるときには，速やかに，いじめの有無の確認を行うとともに，事案に応じて，児童相談所や教育委員会等との連携を図る。。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは宇都宮東警察と連携して対処し、生徒の生命，身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し，相談・対応の仕方など適切に援助を求める。

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命，心身，又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき，もしくは，いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安），学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは，いじめ等対策委員会が事実を正確かつ迅速，組織的に行うとともに，直ちに市教育委員会に報告する。また，市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに，必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- （1）本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに，魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより，保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- （2）本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「いじめ等対策委員会」において定期的に点検したり，本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど，PDCAサイクルを踏まえて，取組内容や取組方法を改善する。